

【別紙6】 第4章 2 調査対象県出資団体等

NO.	団体名	所管課	R 4 年度 経営評価結果※	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
1	鹿島都市開発株式会社	地域振興課	D	○					
2	鹿島臨海鉄道株式会社	交通政策課	B	○					
3	公益財団法人いばらき文化振興財団	生活文化課	A		○				
4	一般財団法人茨城県環境保全事業団	資源循環推進課	A		○				
5	鹿島共同再資源化センター株式会社	資源循環推進課	C		○				
6	公益財団法人茨城県消防協会	消防安全課	A		○				
7	公益財団法人茨城県看護教育財団	医療人材課	B			○			
8	公益財団法人いばらき腎臓財団	薬務課	A			○			
9	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	障害福祉課	B			民営化			
10	公益財団法人茨城県国際交流協会	国際渉外チーム	A				○		
11	公益財団法人茨城県開発公社	立地整備課	A					○	
12	茨城県信用保証協会	産業政策課	A		○				
13	公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構	産業政策課	A		○				
14	株式会社ひたちなかテクノセンター	産業政策課	A		○				
15	株式会社つくば研究支援センター	技術革新課	A		○				
16	公益財団法人茨城カウンセリングセンター	労働政策課	A		○				
17	一般財団法人茨城県科学技術振興財団	科学技術振興課	A		○				
18	株式会社茨城県中央食肉公社	畜産課	B				○		
19	公益社団法人茨城県農林振興公社	農業経営課	A				○		
20	茨城県農業信用基金協会	農業経営課	A				○		

【別紙6】 第4章 2 調査対象県出資団体等

NO.	団体名	所管課	R 4 年度 経営評価結果※	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
21	公益社団法人茨城県森林・林業協会	林政課	A				○		
22	公益財団法人茨城県栽培漁業協会	水産振興課	A				○		
23	公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	農地整備課	A				○		
24	一般財団法人茨城県建設技術公社	検査指導課	A					○	
25	一般財団法人茨城県建設技術管理センター	検査指導課	A					○	
26	茨城県道路公社	道路維持課	C					○	
27	鹿島埠頭株式会社	港湾課	A					○	
28	株式会社茨城ポートオーソリティ	港湾課	A					○	
29	茨城県土地開発公社	都市計画課	C					○	
30	公益財団法人茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課	B						○
31	公益財団法人茨城県スポーツ協会	保健体育課	A						○
32	公益財団法人茨城県防犯協会	生活安全総務課	A						○
33	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター	組織犯罪対策第一課	A						○
34	笠間栗ファクトリー株式会社	産地振興課	—				○		
県出資団体等 総計				2	10	2	8	7	4
								合計	33

※「経営評価結果」は、A～Dの4段階で表示。Aは「概ね良好」、Bは「改善の余地あり」、Cは「改善措置が必要」、Dは「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」

【別紙 7－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
1	鹿島都市開発㈱	①鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて、鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的とする。 ②ホテル事業（ホテル、宴会、レストラン、温泉）、施設管理事業（公共施設の維持管理）、不動産事業（ビル、住宅）、設計管理事業（環境整備事業の設計、施工管理） ③693万円（46.8%） ④大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	・ホテル事業（宿泊、宴会、レストラン等の各部門）における収支改善 ・ホテル事業以外の事業（施設管理事業、設計管理事業及びその他の事業）における収益性向上	【今後の対応】 ・ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速バスターミナルとしての機能維持等を条件として、鹿島都市開発㈱のホテル事業等を事業譲渡するとともに、鹿島セントラルビルとその敷地である県有地を売却することにより、民間資本を活用して鹿島地域を代表するホテルを残すとともに、鹿島都市開発㈱の経営改善を図る。 ・鹿島都市開発㈱が実施したサウンディング調査の結果では、複数の会社から取得に前向きな意見が得られている。 ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱は、これまで蓄積したノウハウを生かして、設計管理事業、施設管理事業等を引き続き担うことで、当期純利益 1～2 億円程度を見込んでおり、県からの無利子借入金の計画的償還や債務超過の解消等を進めていく。 ・なお、ホテル事業譲渡後の事業規模縮小に対応するため、県からの無利子借入金の償還期間や、毎年の償還額を含む中期経営計画の見直しの可否について、鹿島都市開発㈱と検討していく。 【今後の予定】 ・公募型プロポーザル方式での入札を実施し、優先交渉権者を決定する。 ・優先交渉権者決定後に、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者との間で、従業員の雇用継続や高速バスターミナル機能維持など公募時に設定した条件等に係る調整を行う。 ・仮契約を締結のうえ、土地については、県議会へ売却に関する議案を上程し、審議、議決をいただく。 ・その後、速やかに、事業・建物に関する譲渡契約を締結する。
10	(社福)茨城県社会福祉事業団	①県が設置するあすなろの郷の指定管理者として運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設を運営し、またこれらに必要な付帯事業を実施しており、県民の福祉の向上に寄与している。 ② ・県が設置する障害者支援施設及び医療型障害児入所施設・療養介護事業所「あすなろの郷」の指定管理業務 ・地域で生活する障害者のためのグループホーム、多機能型事業所、指定相談支援事業所等の運営 ③1 千万円（100.0%） ④改善の余地あり	(1) 自主・自立した運営 ・平成26年県出資団体等調査特別委員会における「自主・自立した運営を目指すべき」との提言を踏まえ、これまで「こどもの城」の指定管理業務の終了など、経営資源の選択と集中を進めるとともに、事務部門の合理化や組織のスリム化に取り組んできた。 ・令和 7 年度からは、あすなろの郷再編整備計画に基づき、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所する「県立施設（セーフティネット棟）」と、県立施設の入所対象とならなかった方が入所する「事業団の自主事業（既存施設）」に分かれ、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくこととなることから、より自立した運営が必要である。 ・入所者の心身機能の低下など高齢化・重度化が進んでおり、それらに配慮した支援の実施が必要になっている。また、強度行動障害を抱える入所者への対応には、障害特性を深く理解したうえで適切な支援を実施し、問題行動の軽減を図る必要があり、こうした支援に対する専門知識と高い支援技術を持つ職員の確保が求められる。	(1) 自主・自立した運営 ・事業団は、これまでの県出資団体等調査特別委員会からの提言や、あすなろの郷再編整備計画を踏まえた施設運営を行うにあたり、自主的判断に基づく効率的・効果的な施設運営と人材の確保に向けた処遇改善等に取り組むため自立化する（県出捐金相当額 1 千万円を返還）。 ・あすなろの郷の再編に合わせた運営体制や給与体系の見直しなど、その事前準備等のため早期に県に出資金を返還し自立化する。 ・なお、令和 7 年度に新たに整備される県立施設（セーフティネット棟）の管理運営を行う場合についても、サービスの向上に努めつつ、引き続き経営の効率化を図ることにより、県費負担額の縮減に努めていく。 <自立化後の対応> ・迅速な経営判断による効率的な施設運営、独立採算による自主事業の展開 ・職員の処遇改善（処遇改善加算制度※を導入し、非正規職員の賃金改善をはじめ給与体系の見直しを実施）

【別紙 7－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
10	(社福)茨城県社会福祉事業団		・このような中、少子高齢化による担い手不足に伴い、福祉分野においてはより一層の人手不足が進むと予想され、入所者の障害特性等に応じた適切なサービスを提供していくためには、安定的な人材の確保と育成が必要となる。 ・こうした状況を踏まえ、事業団において自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要がある。 (2) 県の財政的関与の縮減 ・平成22年度県出資団体等調査特別委員会における「あすなろの郷の運営費における県費負担額の抑制」として「平成23年度までに6億円まで削減」との提言を踏まえ、事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成23年度までに6億円まで削減する目標を達成（平成23年度県費負担額：330百万円）。 ・平成23年度以降、令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入所者の感染防止対策等により県費負担額が増えたものの、概ね横ばい傾向。 ・今後も、サービスの向上に努めつつ経営の効率化を図ることにより、県費負担額の削減に努めていくことが必要である。	※処遇改善加算制度とは、キャリアパスや職場環境の改善などの一定要件を満たす事業所に対して賃金改善のための加算額を支給する制度 ・入所者の障害特性等に応じた柔軟かつ迅速な人材確保 ・県からの人的・財政的関与の縮減（派遣職員（事務）の引上げ、運営費補助金の廃止） (2) 今後の経営計画 ・事業団の自主事業における今後の経営計画について、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）入所対象者以外の方を全員受け入れた上で、概ね安定した事業収支が見込めることを確認している。 (3) 自立化後の県の指導等 ・自立化後は出資法人等指導監督基準の対象外となり、指導監督に係る事前協議や実地検査等が不要となる。 ・ただし、他の社会福祉法人と同様、関係法令に基づき指導・監督を行う。 ・あすなろの郷の指定管理者として指定管理に係る基本協定書に基づき、必要に応じて指定管理業務に係る指導等を行うとともに、指定管理による財政的援助団体等として監査を行う。 ・令和5年5月：理事会の承認 ・令和5年6月：評議員会の承認 ・令和5年7月：事業団から県へ出捐金相当額返還の申請（基本金取崩し承認申請書の提出）→承認の上、出捐金相当額返還 ・令和5年10月：事業団の自立化
34	笠間栗ファクトリー(株)	①笠間市を代表する特産物「笠間の栗」のブランド化と新たな地域価値の創出を目的に、「栗生産者の所得向上」「笠間の栗の販路拡大」「笠間の栗のブランド価値向上」「笠間の栗をきっかけとした観光コンテンツづくり」に取り組む。また、地域との競争関係のもと、地域の新たな魅力づくりと魅力の発信、地域産業の発展や交流人口の創出を目指す。 ②「笠間の栗」を使用した加工品の製造、販売等 ③35百万円（31.8%） ④-	・栗ファクトリー(株)が製造する栗ペーストについては、品質のばらつきが生じてしまうことや、工程の効率化が図れていないことなど、製造技術や工程管理に改善すべき多くの課題も顕在化してきた。 ・県としては、栗加工品の需要が非常に高まっている現状は、本県産の栗ブランド力を強化する絶好の機会であることから、この好機を逃すことなく、笠間栗ファクトリー(株)が抱える課題を解決し、その取引を早期に軌道に乗せることが急務であるとの認識。特に、品質のばらつきについては、「笠間の栗」に対する取引先の評価に直結し、ひいては県全体の栗ブランドの信用低下につながるおそれもあることから、品質の向上に向けて、主体的に対策を講じる必要がある。	・「栗産地の構造改革を促進し、笠間の栗生産者の所得向上を図る」という共通目的に向けては、笠間栗ファクトリー(株)の取組強化を図る必要があるとの両者の思惑が一致したことから、県、笠間栗ファクトリー(株)の両者合意のもと、県による出資の方向性を確認した。 ・県としては、笠間栗ファクトリー(株)への出資を通じ、まずは「笠間の栗」のさらなるブランド化と付加価値の向上を強力に推進することで、栗の生産地としての地位を一層強固なものとし、さらには、県全体の栗産地の構造改革につなげていく。

【別紙 7－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
1	鹿島都市 開発(株)	【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。 ・長期借入金残高のスムーズな返済 に向けて、鹿島都市開発(株)に県が しっかり関与していくとの前向きな 考えが確認できたため。	—	—	—
		・長期借入金残高のスムーズな返済 に向けて、鹿島都市開発(株)に県が しっかり関与していくとの前向きな 考えが確認できたため。	—	【第 3 回－説明聴取】 ・ホテル事業等譲渡後は、これまでホテル事業の経営改善に注力して いた経営資源を残る 3 事業に振り向けることで、一層の業務の質の向 上や効率化を図る方針である。 ・ホテル事業等譲渡後は 1～2 億円程度の当期純利益を確保できる見 込みであり、借入金の償還や債務超過の縮減を進めていくこととして いるが、一方で、売上規模が縮小することから、鹿島土地開発の経営 の健全化・自立化に向けては、ホテル事業譲渡代金の一部を県からの 無利子借入金の償還に充てた上で、現在年間 3.8 億円となっている償 還額の圧縮や償還期間の延長など、償還計画を見直すことを検討する 予定としている。	・鹿島都市開発(株)が長期借入金残 高をスムーズに返済できるよう、 返済計画の見直しの具体的な提案 をするなど、法人と十分協力をし ていく必要がある。
		・「無利子貸付金の償還について今後検討予 定」とあるが、計画的返済がまだ示せないの は危機意識がないのではないのか。今回の委 員会で具体的な償還・経営計画が示されて当 然と考えているが、どう考えているのか。 ・今後ホテル事業を切り離すと、残る事業で の当期純利益が 1～2 億円の見込みとのこと だが、償還計画が長期間になるのではないの か。それに対する県の責任はどう考えるの か。	【第 2 回－江尻委員】	・償還計画の見直しは、事業譲渡代金の一部を無利子貸付金の返済に 充てる予定である。現時点で譲渡代金が決定していないことから、償 還計画は今後検討していく予定である。残存する事業では継続的に黒 字を計上しており、売却代金決定後、具体的な償還計画を見直すこと で償還可能と考えている。 ・事業譲渡後の利益は 1～2 億円を予定しているが、この数字はかなり 固く見積もった計算であり、多く利益がある年もある。鹿島都市開 発(株)が年度当初必要となる運転資金を確保しながら経営に無理のない 範囲で償還計画を見直すこととしている。	
		・赤字であったホテル事業を経営しながら も、これまでは年 3.8 億円の返済ができてい たにもかかわらず、事業譲渡後には、返済額 を縮減し長期返済を再考しなければならない のはなぜか。	【第 3 回－江尻委員】	・鹿島都市開発(株)では保有する事業からの利益からの債務償還に加 え、近年はキャッシュ残高を切り崩しての返済が続いている状況であ る。キャッシュ残高も運転資金を確保できない程度に減少することが 見込まれることから事業譲渡後は償還計画の見直しが必要と考えてい る。	
		・ホテル事業売却後の残りの事業で も、鹿島都市開発(株)が十分経営を継 続できるよう今後支援していくとい う県の考え方が確認できたため。	【第 3 回－田山委員長】 ・鹿行地域、鹿島、神栖の発展に寄与してき た功績を称えとともに、これからの将来展 望をするに当たっては、放棄に近い手法も事 例があることも考慮し、鹿島都市開発の将来 にしっかり関わっていただきたい。	—	
		・ホテル事業売却後の残りの事業で も、鹿島都市開発(株)が十分経営を継 続できるよう今後支援していくとい う県の考え方が確認できたため。	—	【第 2 回－常井委員外議員への答弁】 ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発(株)は、施設管理事業、設計管理事 業、土地管理事業が残るが、これらの事業については継続的に黒字を 計上していることから、会社として存続が危ぶまれることにはならな いものと認識している。	・鹿島都市開発(株)がホテル事業売 却後の残りの事業でも十分経営を 継続できるよう、必要に応じ支援 を行うとともに、今後の法人経営 をしっかりと注視していく必要が ある。

【別紙 7－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

執行部の対応方針に対する審議					
No.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
1	鹿島都市 開発(株)			・一方で、残る事業については、県あるいは地元、市からの委託事業等を行っているが、鹿島都市開発(株)としても、残る事業について、競争力のある企業として、経営努力をしていくものと考えている。 【第3回－説明聴取】 ・設計管理事業については、鹿島都市開発(株)がこれまでに蓄積した設計・施工管理に関するノウハウが地元にも信頼を得ており、加えて現状黒字であることから、事業を継続し、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていきたい。	
			【第2回－常井委員外議員】 ・売却金額の配分は単なる配分ではなく、貸付金があることを考慮した配分にしないのか。 ・債務超過の状況は変わらないと思うが、残余の事業で経営が成り立つのか。売却代金決定した段階で、今後の鹿島都市開発の存続について検討してほしい。	・固定資産評価額の配分では、建物が8割、土地が2割である。鹿島都市開発(株)への譲渡代金のうち一定金額を債務に充て返済する予定であり債務を考慮した配分変更は想定していない。 ・事業譲渡後、残余する事業では継続的に黒字計上しており、法人の存続が危ぶまれるとは認識していない。今後については都市開発でも競争力のある企業として存続していただけるものと考えている。	
			【第3回－村田委員】 ・負債を抱えながら、今後も鹿島都市開発(株)が経営していけるのか、譲渡後の鹿島都市開発(株)の経営の見通しをどう考えているのか。また、今後、どのような支援に取り組んでいくのか。	・これまでの実績や経験、ノウハウを活用して競争力を高め、引き続き受注の獲得に努めることで、地域のまちづくり等に貢献していくことが可能と考えている。経営の健全化・自立化については譲渡代金の一部を無利子借入金の償還に充てた上で、年度当初に必要な運転資金を確保した形で、改めて年度償還額の圧縮や償還期間の延長など償還計画を見直す予定である。残る3事業は、継続的に黒字を計上しており、償還計画に見直しで60.8億円の債務の償還は可能である。なお、償還計画の見直しに当たっては、残る従業員の処遇にも十分に配慮した上で、実施する予定である。	
			【第3回－田山委員長】 ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発(株)が引き続き地域の中で事業を継続できるよう、しっかりフォローしていただきたい。	—	
			【第11回－村田委員】 ・優先交渉権者決定後に、新たな法人名(譲渡先)が出てくるほか、譲渡にあたり想像以上に費用がかかっているなど、交渉がシビアな状況になっていると認識している。譲渡後の鹿島都市開発(株)の経営に対する不安があるが、県はどう考えるか。また、現在の優先交渉権者との調整状況をご教示願いたい。県には鹿島都市開発(株)任せではなく、最後まで責任をもって対応していただきたい。	・譲渡後に残る施設管理事業・設計管理事業・土地管理事業は継続的に黒字を計上し、直近3年間でも、3～4億円の当期純利益を計上。最も売上げが大きい施設管理事業は、主に県や市等の地方公共団体が所有する下水道施設や上水道施設、給食施設、衛生施設等の生活に不可欠な都市のインフラ施設の指定管理や運営受託であるが、鹿島都市開発(株)は、施設運営の実績や経験、ノウハウを活用して競争力を高め、引き続き施設運営の受注を獲得し、地域住民の安心・安全の確保に貢献していく意向である。また、譲渡後は、ホテル事業の経営改善に注力していた経営資源を残る3事業に振り向け、業務の質の向上や効率化を図り、現在受注している案件の維持のみならず、新たな受注先の確保にもチャレンジする方針であり、今後とも純利益の維持・向上に努めていく意向である。	

【別紙 7－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
1	鹿島都市 開発㈱			・譲渡に伴い売上規模の縮小に加え、譲渡に際して様々な費用負担も生じたことなども考慮し、鹿島都市開発㈱が安定的な経営を継続しつつ、確実な債務償還をできるよう、年度償還額の圧縮や償還期間の延長なども視野に入れた償還計画の見直しを実施する予定である。 ・優先交渉権者とは、契約しているテナント等の契約の承継や予約システムの切り替え等、テナント入居者や従業員はもちろん、利用客にも不安がないよう調整を進めているところ。詳細は答えられないが、県としても鹿島都市開発㈱とも相談のうえ、不安が生じないよう交渉に関与している。現時点、交渉は順調に進んでおり、令和 6 年 10 月上旬の譲渡完了する見込みである。	
		・過去の出資団体等調査特別委員会（平成 26 年）においても、ホテル事業の民間売却等を視野に入れた検討についての提言を行っていることを考慮すべきであるため。	—	【第 3 回－説明聴取】 ・過去の出資団体等調査特別委員会の提言では、「ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。」、「将来的には県関与を廃止し自立化を図るべき。」、「設計管理事業について民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべき。」との指摘がある。	—
		・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱の従業員の雇用環境や処遇などについて、県が関与していく考えが確認できたため。	—	【第 3 回－説明聴取】 ・設計管理事業については、鹿島都市開発㈱がこれまでに蓄積した設計・施工管理に関するノウハウが地元にも信頼を得ており、加えて現状黒字であることから、事業を継続し、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていきたいと考えている。	・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱に残る従業員の雇用環境や処遇などについて十分配慮しながら、同社の指導、助言を行う必要がある。
			【第 3 回－星田副委員長】 ・従業員に対する雇用相談窓口や救済措置等の支援措置が必要と考えるが、県ではどのように考えているのか。	・ホテルでの勤務を希望する者は譲渡先への勤務を公募条件とするとともに、移籍を希望しない者は鹿島都市開発㈱の残存する部門での勤務をしていただく。雇用の条件についても、譲渡先と協議し、より良い条件で雇用いただけるよう鹿島都市開発㈱と県で取り組んでいきたい。また、譲渡先への移籍、鹿島都市開発㈱への残留いずれも希望しない者には、雇用相談等を希望する場合には、県の就職支援センターとも連携し、本人の希望を聴きながら丁寧に対応する。	
			【第 3 回－田山委員長】 ・ホテル事業譲渡後も鹿島都市開発㈱の従業員の雇用環境や処遇などについて十分配慮するとともに、継続的に関与していただきたい。 ・現地調査においては、民間売却後の雇用の保障を不安視する声を多く聞いた。 ・今回の民間売却はやむを得ないが、この背後には長年ホテルを支え、地域を支えてきた従業員がいることを忘れないでいただきたい。 ・残された鹿島都市開発㈱が引き続き地域の中で事業を継続できるよう、しっかりフォローしていただきたい。	—	

【別紙 7-2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
1	鹿島都市 開発(株)		【第3回－江尻委員】 ・本来、第三セクターは民間活力の導入と独立した事業主体として地域活性化のために官民共同事業をするものだが、鹿島都市開発(株)は第三セクターとしての役割が果たしていると考えているのか。 ・第三セクターに今、求められている雇用保障、身分保障について、県が果たす役割はどのようなことができるのか。 【第3回－下路委員】 ・県と第三セクターだけではなく、地元がどのような関与をしていくのか、ある程度の役割を担うよう神栖市にも求めていくことが県からできないか。	・残存事業の中で特に売上の大きい施設管理事業は下水道施設や水道施設、給食センターなど地域の生活に密着したインフラ施設の運営管理を担っている。鹿島都市開発(株)がこれまで培ってきた経験や知識、独自のノウハウを活かし、今後も現在の委託業務が引き続き受託できるよう努力し、役割を果たしていく。 ・引き続き雇用を希望する従業員について、雇用継続を条件として設定したうえで、公募時に、雇用面でのモデル的な給与体系の提案を求め、従業員の処遇面も審査対象に含める。県としては、雇用条件についても審査条件に含め、適正に審査を行うなど、今後も、責任をもって関与していきたい。 ・神栖市の関与について、神栖市への譲渡は市としても困難である。ホテルは今後にぎわいとしての施設として残すこと、鹿島都市開発(株)は地域に貢献する企業として今後とも、地元市と協議していい形で進めていきたい。	・【全体共通の提言】県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められる。
10	(社福)茨城県社会福祉事業団	【判断】 妥当 【判断の理由】 以下のとおり。 ・（社福）茨城県社会福祉事業団の自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営や人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要があることを考慮するべきであるため。	－ －	【第2回－説明聴取】 ・再編整備計画に基づき、あすなろの郷は令和7年度から、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所するセーフティネット棟と既存施設を活用したそれ以外の方が入所する（社福）茨城県社会福祉事業団の自主事業に分かれることとなるが、自主事業については、（社福）茨城県社会福祉事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくことになるので、より自立した運営が求められている。 ・入所者の高齢化や障害の重度化が進んでいる。このため、支援を行う専門知識や高い支援技術を持った職員の確保と育成が求められているが、福祉分野の人材不足が進んでおり、こうした状況を踏まえ、（社福）茨城県社会福祉事業団では、自主判断に基づき効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材確保に向けた処遇改善等に取り組んでいく必要がある。 【第2回－江尻委員】 ・（社福）茨城県社会福祉事業団が令和6年10月に自立化するというのは唐突感がある。これまでどういった説明があったのか。 ・1千万円の出捐金を返還することは県から独立するということか。 ・県からの職員派遣である人的関与や本部運営費としての5,000万円の補助金はどのようなのか。 ・自立化について（社福）茨城県社会福祉事業団の職員やあすなろの郷の保護者等に説明はしているのか。	・（社福）茨城県社会福祉事業団の自立化が、県の福祉サービスの低下につながることはないよう、県は責任を持って取り組む必要がある。 ・あすなろの郷の再編整備の中で、自主事業をどのように実施していくか（社福）茨城県社会福祉事業団内で検討を行い、理事会等での承認を得て、県に対して報告があった。 ・県の出資団体から外れるということである。 ・あすなろの郷の管理運営を行うため医師2名は継続して派遣するが、事務職員1名については、派遣しないこととしている。本部運営費については、各事業において負担をしていくこととなる。 ・（社福）茨城県社会福祉事業団において、理事会等での決定の前に職員や育成会に対し説明を行ったと聞いている。

【別紙 7－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
10	(社福) 茨城県社会福祉事業団	・ (社福) 茨城県社会福祉事業団の自主事業における今後の経営計画によると、おおむね安定した事業収支が見込めるため。	—	【第 2 回—説明聴取】 ・ (社福) 茨城県社会福祉事業団において、自主事業における今後の経営シミュレーションを行っている。その結果は、令和 7 年度の自主事業開始から 5 年後の令和 12 年度の経営計画は、セーフティネット棟の入所対象とならない方全員を受け入れた上で、おおむね安定した事業収支が見込まれることを確認している。	—
		・ (社福) 茨城県社会福祉事業団の自立化後も、県民に提供されるサービス、支援員の就労環境は変わらないと見込まれるため。	—	【第 2 回—説明聴取】 ・ (社福) 茨城県社会福祉事業団の自立化については、再編整備計画を踏まえ、県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであるため、入所者等へのサービスの提供はもとより、直接サービスを提供する支援員の就労環境にも大きな変化はない。また、民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないものと考えている。	・ 【全体共通の提言】県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービスの提供を最優先に考えていくことが求められる。
		・ 民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないと見込まれるため。	【第 2 回—江尻委員】 ・ 国の社会福祉事業団運営基準の通知からすると、自立化はそぐわないのではないかと。 ・ 自立化によって処遇が改善されるというが、国の運営基準では事業団の職員の給与は県職員に準拠することになっており、民間より低いとは考えられないがどうということか。 ・ 処遇改善加算制度を活用できないなら、県が独自に負担して、給与水準を引き上げるべきではないか。 ・ 理事会、評議員会で了承されたというが、議事録では十分な議論がされたとは感じられない。サービスの低下が生じないよう県として十分責任を果たしていくためには、人的にも財政的にも、もっとしっかりと関与していくべきであり、自立化を再考すべきである。	・ 国の通知は技術的助言となっており、縛られるものではない。 ・ 近年、国では介護職員の給与水準を引き上げるため処遇改善加算制度を設けており、民間施設ではこの制度を活用しているが、(社福) 茨城県社会福祉事業団では県の基準に準拠しており、特に非正規職員の給与水準が民間より低くなっている。 ・ 県の出資団体であることから、基準から外れることは難しい。	
			【第 2 回—田山委員長】 ・ 社会事業を担う団体は、県民の生活に直結する公共サービスを提供する団体であることから、今後ともサービスの質を落とさないことを常日頃から最優先に考え、事業を進めていただきたい。	—	
			【第 2 回—江尻委員】 ・ 自立化により (社福) 茨城県社会福祉事業団に対する財政的関与はなくなっても、最重度の障害者の受入れ先となるセーフティネット棟の運営に対しては、県として責任をもって、財政的にも手厚く支援していく考えはあるか。 ・ (社福) 茨城県社会福祉事業団の自立化は、県の福祉分野における責任の後退につながることから、賛成できない。	・ セーフティネット棟の部分について、必要な経費は、しっかりと指定管理で対応していく。	

【別紙 7－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

執行部の対応方針に対する審議					
No.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
34	笠間栗 ファクト リー(株)	【判断】妥当	—	—	—
		【判断の理由】以下のとおり。	・執行部による説明において、地域を代表する特産物のブランド化と新たな地域価値の創出を目的として、その販路拡大やブランド価値の向上等に取り組むとともに、地域の新たな魅力づくり、地域産業の発展等を目指すという積極的な意欲が示されたこと。	・当該法人の経営体制、原材料確保の見通しや販売状況、収支状況等について確認を行うとともに、「当該法人を通じて実現しようとする県の行政目的の効果的達成が認められること」という県出資団体の設置指針の観点からも、現時点においては大きな問題がないと思料されること。	・当該団体は設立間もないことから、財務状況をよく注視する必要があり、県財政に負担がかからないよう、健全な経営に向けた支援に努めるべきである。

【別紙７－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言

ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
34	笠間栗 ファクト リー(株)		・出資団体改革は財政健全化の柱である。令和３年度調査特別委員会の「時代に合わせて出資団体を活用していく」というのは、議会に対する説明をして、議会と執行部がコンセンサスを得た上で、個別に対応していく前提だと思っている。		
			【第11回－田山委員長】 ・笠間栗ファクトリー(株)への出資はすでに議決され、執行されていることだが、健全経営やブランドの保持などについては執行部で今後、しっかり対応してほしい。	－	
			【第7回－中山委員】 ・笠間栗ファクトリー(株)の資本金を見るとＪＲ東日本の出資額が大きい。ＪＲ東日本は、どのような取組を行っているのか。 ・ＪＲ東日本独自の栗ブランド加工品はあるのか。 ・県外の業者にも、製品の販売を行うのか。	・現在、笠間栗ファクトリー(株)に出資している３者が、それぞれの強みを活かして取組を進めている。ＪＲ東日本は加工品の販路開拓や地域振興等に強みを持っている。 ・ＪＲ東日本と笠間市内の菓子業者がコラボして作った「おちぼ栗」等の商品がある。加工品の出口戦略については、重要であるので、今後も連携して取り組んでいく。 ・県内の業者を基本としていくが、県外の業者に対してもしっかりと販売していく。	－

【別紙８－１】第４章４ 各団体の概要、課題及び今後の対応
重点的に議論した県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
2	鹿島臨海鉄道(株)	①鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、茨城県及び進出企業の共同出資により、昭和44年4月1日に設立した。その後、日本鉄道建設公団が建設していた国鉄鹿島線（水戸駅～北鹿島駅間）を、国鉄（現JR東日本）に代わって鹿島臨海鉄道(株)が経営することになり、昭和60年3月14日から、大洗鹿島線として旅客営業を開始した。 ②鉄道事業法による貨物及び旅客の運送業、J R 東日本からの業務の受託 ③362百万円（29.5 %） ④改善の余地あり	・大洗鹿島線については、開業当初から、採算性の低い路線を引き受けたことに加え、沿線の人口減少が進行していることから、利用者が通減傾向にある。 ・開業から間もなく40年が経過することから、高架橋など鉄道施設の老朽化が進んでおり、施設の維持・修繕等に多額の費用が見込まれる。 ・車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたものの、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたことから、当初計画よりも更新費用の増加が見込まれる。 ・貨物事業については、ドライバー不足によるトラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフトが一層進むと見込まれることから、収益拡大に向けた取組が必要である。	・「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などとの連携による利用促進策を展開するとともに、鹿島アントラーズのホームゲーム開催日において、鹿島アントラーズやコンビニート企業と連携し、神栖駅からパーク＆ライドによるサッカー応援団体専用臨時列車の運行を行い、貸切列車収入を確保する。 ・車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の補助金などを活用し、計画的に進めていく。 ・更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するとともに、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及びその会員と連携して、車両の共同購入を前提に複数の車両製造会社に働きかけ、更新費用の低減を図っていく。 ・貨物事業については、鉄道未利用企業への営業活動の強化や大型リフター導入による貨物取扱能力の増強により、輸送量の増加を図っていく。
6	鹿島共同再資源化センター(株)	①鹿島地域（鹿嶋市、神栖市）において、一般廃棄物から製造した固形燃料（R D F）と産業廃棄物を混焼し、その熱エネルギーを電気や蒸気として回収することで地元2市と鹿島地域の立地企業が共同して廃棄物を処理するシステムを形成することにより、資源循環型の地域社会づくりを推進する。 ②一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却処分、焼却熱利用による発電事業 ③500百万（15.1%） ④改善措置が必要	・令和4年11月、鹿島地方事務組合から当法人へ、①組合の新組み焼却施設を予定どおり令和6年4月に稼働開始すること、②再資源化センターへのR D F 供給を令和5年11月末で停止する旨の通知があった。 ・これにより、処理廃棄物の約半数を占めるR D F の受入れが停止となり、鹿島地域（鹿嶋市・神栖市）における廃棄物処理施設としての役割を終えることから、県等の主な出資者により設置した「鹿島共同再資源化センター将来構想検討委員会（平成29年10月設置）」において将来のあり方検討を行い、令和5年3月、当法人が清算すべきとの意見に集約された。 ・これを受け、同年5月、当法人取締役会において、同年11月末日での事業停止を決定した。今後、当法人は、円滑な事業停止・その後の清算に向けて取り組んでいく。	・主な出資者により設置した鹿島共同再資源化センター将来構想検討委員会において、将来の在り方検討を行い、令和5年3月、清算すべきとの意見に集約された。 ・令和5年5月、鹿島共同再資源化センター(株)取締役会において、令和5年11月末日での事業停止を決定した。 ・今後は、当法人において、解散・清算の法的手続等を進めていく。
8	(公財)茨城県看護教育財団	①地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 ②県西地域の看護師養成確保を目的とした結城看護専門学校等の運営及び地域の看護職員の資質向上のための研修を行う。 ③750百万円（75.0%） ④改善の余地あり	・入学者については、令和3年度までは入学定員を確保していたが、少子化や学生の大学志向等の影響により、令和5年度の入学者が大きく定員割れとなった。 ・教員については、県西地域では看護教員の資格を有する者が限られていることから、財団独自での教員の採用に苦慮しており、県、市及び病院からの派遣教員により運営しているところである。県への人的依存率を改善するため、近隣病院等への教員の派遣要請を行い、人材確保に努める必要がある。	・令和5年度は定員割れが生じ、入学者数が33名にとどまったが、今後は、公開授業・保護者向け説明会の開催や、入試の実施時期の前倒し等を行うことで、学生確保に取り組んでいく。 ・教員については、財団独自での採用に苦慮し、県や近隣病院からの派遣教員で運営がなされており、令和4年度の経営評価においても、常勤12名のうち、県派遣職員が5名となっており、県への人的依存度が高いとの御指摘をいただいている。この課題に対し、専任教員を確保するため、近隣病院に対して継続的に交渉を行った結果、新たな派遣元からの教員派遣の実現につながり、令和6年度までの教員確保は一定のめどが立っている状況である。 ・令和7年度以降も病院からの派遣を安定的に実現していくため、年度内に関係者と協議の上、教員派遣計画の作成を予定している。 ・引き続き、学生及び教員の確保に努めていく。

【別紙 8－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
重点的に議論した県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
18	(株)茨城県中央食肉公社	①肉畜及び食肉の合理的な流通と公正明朗な取引市場の運営を図り、もって畜産の振興に寄与する。 ②肉畜のと畜解体、食肉市場の開設及び食肉の卸売業務、食肉及び副産物等の処理加工販売、食肉及び副産物等の冷凍・冷蔵保管 ③538百万円（28.3%） ④改善の余地あり	・牛肉や豚肉の消費動向は、国内人口が減少傾向にもかかわらず、横ばい又は微増傾向で推移しており、県内唯一の市場機能を有する県中央食肉公社に求められる役割は今後も大きいと考えられるが、当該施設は整備から40年以上が経過しており、品質の維持、向上を図っていくためには、計画的な施設、設備の修理や更新が必要な状況である。 ・また、公社は、現在、累積損失（令和5年3月期末236百万円）を抱えており、積極的な設備投資のためにも早期の解消が必要である。	・令和4年度に公社が新たに策定した第7次経営改善5ヵ年計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、更なる経営改善に取り組み、累積損失の縮小に努めるとともに、集荷特任担当職員を中心に集荷促進を図り、営業利益を確保するよう指導する。 ・主な指導内容としては、作業不良による生産者への補償の削減、光熱費等の節約に努めることや、各種手数料の見直しなど、収益性の改善に取り組むことにより累積損失の早期解消に努めること、食肉の安全性向上、計画的な設備等の修繕、職員研修の実施による労働生産性の向上など、事業推進体制の強化による財務健全化に取り組むことを指導する。
26	茨城県道路公社	①茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 ②有料道路、駐車場の管理運営、県からの受託事業 ③8,309百万円（82.8%） ④改善措置が必要	・令和元年度に策定した中期経営計画に基づき、収支目標に向けた増収対策を講ずることとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって利用者が大幅に減少したため、有料道路の利用促進に努めるとともに、将来収支予測の精査、解散時期の再検証を行い、引き続き県負担が最少となる時期を見極めていく必要がある。	・交通量実績や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和6年度からの新しい中期経営計画を策定する。 ・県の道路整備プログラムに基づき周辺道路のネットワークを整備するとともに、交通量の増加に資する利用促進について検討を進め、料金収入の確保に努める。 ・将来収支予測を精査し、県負担が最少となる時期を見極めながら団体の解散時期を判断していく。
29	茨城県土地開発公社	①「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行い、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。 ②公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務 ・住宅・商業用地等の土地造成・管理・処分 ・道路・河川等の公共用地等の取得・処分等 ③30百万円（100.0%） ④改善措置が必要	・公有地取得事業等については、公社の役割を踏まえて、真に緊急性・必要性のある事業を厳選し、国直轄事業等の推進に資するよう着実に実施する必要がある。 ・土地造成事業として、ひたちなか地区の完成土地のうち22.3haについては、事業用定期借地権設定契約等の貸付を行っているが、未利用地7.0haについては、処分が進んでいない。土地利用についての地元市村等の要望を踏まえつつ、県関係課と連携しながら、早期の処分を図り、県無利子長期貸付金の償還に充当するなど財務の健全化を図る必要がある。	・公社では、国からの要請に基づき、災害時の緊急輸送道路として早期供用が求められている国道6号の整備など迅速な用地確保が必要な事業に取り組んでいる。公社は、事業に応じた適正な規模で、地元の事情に精通した人員を配置することができ、より効率的かつ効果的に用地買収を進めることが可能であることから国直轄事業等の整備の迅速化に寄与している。事業を円滑に進める上で、公社を活用する意義は大きいことから、引き続き、積極的に活用を図っていく。 ・ひたちなか地区の未利用地については、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、公社と県関係課等が連携し、地元との調整及び誘致活動に取り組み、処分に努めていく。また、事業用定期借地権設定契約や長期の土地賃貸借契約が締結されている土地（22.3ha）については、契約相手方と必要な協議を行い、売却に努めていく。なお、引き続き、貸付地の賃料等により県無利子長期貸付金の償還を確実に進めていく。
30	(公財)茨城県教育財団	①広く教育、文化の振興に資する事業を行い、茨城県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与する。 ②埋蔵文化財発掘調査整理事業、生涯学習関連施設等管理運営事業 ③10百万円（100.0%） ④改善の余地あり	・県派遣職員の削減と教育財団の専門職員の採用を一体的に進め、教育財団の自立化を進めていく必要がある。	・県民のニーズに応えられるよう、引き続き、中長期的な業務量を勘案しながら県派遣職員の削減と教育財団の専門職員の採用を一体的に進めるなど、自立化を図っていく。

【別紙８－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言
ア 重点的に議論した県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応 に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
2	鹿島臨海 鉄道(株)	妥当	【第8回－江尻委員】 ・大洗鹿島線の運賃改定は、利用者としては単に負担が増えるだけである。運賃改定により何らかサービス向上を望む声があると思う。特にSuicaが利用できない状況が改善されていない。 【第8回－小松崎委員】 ・神栖駅からパーク＆ライドによるアントラーズの応援列車については、どのような状況か。 ・運賃改定によって、サービスの向上が期待されるが、現状、通学定期券を購入できる場所が限られていたり、窓口の時間が限られていたり不便であるとの声を保護者から聞く。こういったことへのサービスの向上は図られるのか。 【第8回－田山委員長】 ・大洗鹿島線については、沿線市町、県が応援体制をつくっていかねばならない。物価等が高騰している中で、大洗鹿島線を育てる沿線市町会議は、湊線と比べるとあまり機能していないようにも思う。自治体により積極的に関与していくことをお願いしたい。	・今回の改定は、物価高騰などに対応するために実施するものと聞いている。Suica導入は初期投資が非常に大きいため、運賃改定後の収益の動向を見ながら、設備投資について会社と検討していきたい。 ・令和5年、地元コンビナート企業と連携し、パーク＆ライドを実施したところ。現時点で具体的に決まっている企画はないが、関係者に働きかけるなど、継続して実施してまいりたい。 ・現在定期券が購入できるのは、水戸、大洗、新鉾田、鹿島神宮駅であり、沿線の各市町で1箇所は購入できる体制をとっている。定期券の更新は自動券売機で可能だが、新規購入については通学証明書での確認が必要となるため、職員の対応が必要となる。今後、利用者の利便性をどう高められるのか、会社とも考えていきたい。 －	・ICカードの導入、定期券の購入場所の確保など利用者の利便性の向上や、パーク＆ライドの実施など収支改善に向けた取組の検討を進めるとともに、その周知についても早めの対応を心掛けるべきである。 ・全国的な課題となっている地方鉄道の運営継続に対しては、県や沿線市町村の協力体制こそが要であることを認識し、団体と連携して努力していく必要がある。
6	鹿島共同 再資源化 センター (株)	妥当	【第4回－小松崎委員】 ・鹿島共同再資源化センター(株)は、令和5年11月末に事業を停止するとあるが、今後の清算手続きについて県としてどのように関わっていくのか。 ・当該法人の設立にあたって県の役割は大きかったと認識している。清算を終えるまでしっかり関わっていただきたい。	・令和6年4月に施設の解体に着手、その後、土地の売却等、清算手続きを進めていくと伺っている。土地の売却先等の相談に応じるなど、清算がスムーズに行われるよう関わってまいりたい。	・県の主導により設立されたことを鑑み、解体や清算に関しても県が関わることを求められる。
8	(公財)茨 城県看護 教育財団	妥当	【第4回－森田委員】 ・今後どのような取組により看護職員を増やしていくのか、また、どこに重点を置いていくのか。 ・結城看護専門学校の国家試験合格率は100%であり、入学人数が定員割れしているが、県内就業率は9割とのこと。今後、さらに力を入れていく部分についてはどう考えているのか。 ・学生確保の方策について、意気込みを伺いたい。 ・看護に対する夢やビジョンを大きく掲げて看護職員を確保していただくとともに、全国順位下位からの脱却を期待している。	・看護職員の確保対策については、養成・定着・再就業の促進と質の向上を4つの柱とし、総合的に取り組んでいる。離職を防止する定着促進と離職した看護職員の再就業促進に力を入れているところである。 ・令和5年6月に(公財)茨城県看護教育財団の理事長に副知事が就任しており、今後、法人や学校の運営について、県はこれまでに以上に主体的に取り組むこととしている。主に、学生や教員の確保に力を入れて取り組んでいく。 ・従来の学生確保の取組である高校訪問を見直し、学生や保護者に学校の魅力を直接訴求できる公開授業・保護者向け説明会等を実施するとともに、オープンキャンパスや入試時期の前倒しを行うことにより、受験者数の増加を図っている。	・職業に対する喜びや夢を持つことにつながる将来の夢やビジョンを大きく掲げて看護職員の確保に取り組むことが重要である。

【別紙８－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言
ア 重点的に議論した県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議			
		執行部の今後の対応 に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
18	(株)茨城県 中央食肉 公社	妥当	【第４回－飯塚委員】 ・令和４年度決算では燃料費の高騰などにより赤字となったが、それ以前の２年間は黒字化しており、令和４年度には第７次経営改善５カ年計画を策定するなど、経営は今後も良い方向に向かうと期待している。一方、施設は整備後４０年が経過しており、今後、輸出を拡大するためにはしっかりした設備を整えていく必要があると感じている。	・(株)茨城県中央食肉公社の施設は築４０年が経過し、老朽化が著しいため、計画的に修繕を行いながら運営している状況である。収支については、令和５年度、と畜手数料等を値上げするなどにより、大幅に改善が図られる見込みであり、累積損失を早期に解消し、将来に向けた施設整備を行う経営体力を蓄えられると考えている。茨城の畜産を担う最新の食肉処理施設や加工施設の整備ができるよう、県も一体となって進めていきたい。	・老朽化により施設の更新時期を迎えているため、時代やニーズに合った新しい施設の整備に向けた検討を進める必要がある。
26	茨城県道 路公社	妥当	【第４回－江尻委員】 ・若草大橋有料道路は計画交通量約１万台／日に対し、約１,５００台／日程度しか利用されておらず計画との乖離がある。地元からは料金が高くほかの橋を通ってしまうので渋滞解消の効果が無いとの声もある。県としてどのような利用促進策をとっているのか。 ・千葉県側の道路も整備されていないと、結局橋を渡ってもまた渋滞になってしまうとの声もあるが、こちらから働きかけは行っているのか。 ・料金徴収期間は令和１８年までとなっているが、現在の通行量ではそれまでに建設費を回収できないので、料金の徴収期間が延期になるのではと危惧する声もある。思い切って早期に無料化するのも一つの手段ではないか。千葉県側で（仮称）若草大橋延伸線協議会が開催されたところだが、利用促進策も含め、地元への適切な情報提供を行っていただきたい。	・通行料が割引となる回数券の販売や、休日片道のみであるが、無料通行券を周辺の観光施設や市役所等に配置し配布している。また、周辺の渋滞対策として、渋滞する栄橋周辺等に渋滞回避のため有料道路へ誘導する案内看板の設置を行っているなど、有効に利用してもらうための利用促進策を実施している。 ・千葉県側の道路については、橋を渡った先で国道３５６号への接続部がＴ字路であることから、千葉から茨城へアクセス性が悪く、利用されにくい状況にある。令和５年８月に（仮称）若草大橋延伸線協議会が設置されたところであるため、今後の千葉県の動向について注視しつつ、利用促進策も進めていきたい。	・施設の具体的な有効利用策を検討するに当たっては、実際に施設を利用し、その実情に詳しい地元地域の方の声を拾い上げ、参考とすることが求められる。
29	茨城県土 地開発公 社	妥当	—	—	—
30	(公財)茨 城県教育 財団	妥当	—	—	—

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
3	(公財)いばらき文化振興財団	①各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与する。平成11年からは、茨城県文化福祉事業団の文化部門を継承し、文化芸術に接する機会の提供、県民文化センターの管理運営及び大洗水族館の運営を行っている。 ②・文化芸術に接する機会の提供 ・文化芸術に関する普及、人材育成及び情報の収集、提供 ・文化芸術に関する創作活動、発表活動、その他地域文化の向上を目的とする活動への助成 ・茨城県立県民文化センターの管理運営 ・アクアワールド茨城県大洗水族館の運営 ③30百万円（100.0%） ④概ね良好	・県内の文化活動団体の多くは、コロナ禍の影響を受け、活動の縮小や担い手育成に課題を抱えており、文化芸術活動の継続に対する支援や文化芸術に触れる機会の提供を行い、文化活動の活性化を図る必要がある。	・県内で活発な文化芸術活動が推進されるよう、県内各地で活動する文化活動団体等に対する支援を充実させるとともに、県内在住・出身の新人演奏家の活動・発表の場の提供のほか、公演や出前講座による児童・生徒をはじめ県民が文化芸術に触れる機会の創出を図る。
4	(公財)茨城県国際交流協会	①平成2年に県が策定した「茨城県国際交流推進大綱」に基づき、地域レベルでの国際化を進めることを目的として設立された。また、平成24年に公益財団法人に移行し、協会においては、県民の国際交流、協力活動及び国際理解の促進とともに、多文化共生の地域づくりを推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成と多様性のある活力にあふれた地域社会の創造に寄与することを目的とする。 ②・外国人が安心して生活できる環境の整備、外国人による地域活動の推進 ・国際活動情報の提供、国際交流・協力の推進、経済交流への支援 ・国際理解を推進するための事業実施体制の整備、相互理解 ・国際理解の推進 ・上海事務所の運営 ③300百万円（61.1%） ④概ね良好	・生活者としての外国人に対する相談体制の充実に努めているが、引き続き在県外国人の状況やニーズを踏まえた効果的な事業に取り組んでいく必要がある。 ・各事業の実施に当たり、県補助金への依存度が高いことから、民間助成金の獲得や賛助会員の増加など、自主財源の確保が課題である。 ・市町村国際交流協会・民間団体等との連携や役割分担などを進め、経費の削減を図るとともに、事業の効果的・効率的な実施を図る必要がある。 ・国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、県と連携しながら「外国人材の受入れ」を支援する役割も期待されている。	・外国人相談事業では、在県外国人の状況やニーズの把握に努め、対応が可能な言語の拡充やSNSでの対応を行うなど、外国人が住みやすい暮らしを支えていく。 ・外部資金の導入や新たな収益の確保について積極的に取り組むほか、賛助会員について、より一層PRを展開し、加入増を図るなど、あらゆる機会を捉えて収益確保に取り組む。 ・県域の国際化協会として、中核的・先導的な事業を実施することにより、市町村国際交流協会や民間団体等とのより効果的・効率的な連携を図っていく。 ・これまでの活動で築いた県内留学生とのつながりを生かし、外国人材支援センターや大学等とも連携して、留学生の県内定着支援に取り組む。
5	(一財)茨城県環境保全事業団	①廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与すること。 ②・産業廃棄物及び一般廃棄物の処理 ・産業廃棄物による環境汚染防止対策等支援 ・新産業廃棄物最終処分場整備事業 ③768百万円（100.0%） ④概ね良好	・埋立が進んでいる現産業廃棄物最終処分場の管理運営に加え、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体となったことを踏まえた、廃棄物処理事業に係る計画的な事業運営が求められている。 ・設立目的に沿って環境保全に寄与し、環境汚染の防止対策などの環境保全活動に積極的に取り組む必要がある。	・現産業廃棄物最終処分場の埋立て可能な残存容量を踏まえ、新産業廃棄物最終処分場の開業目標時期まで継続的な廃棄物の受入れを確保するとともに、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体として、計画的に事業を進めていく。 ・今後も、公共関与の廃棄物処理施設として、県・市町村の施策や事業へ積極的に協力していく。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
7	(公財)茨城県消防協会	①消防団等の消防施設の充実強化の支援、消防防災技術の向上、地域連携の強化、消防団員・職員の士気の高揚及び消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。 ②国、県及び市町村と連携・協力し、消防防災思想の啓発普及、消防防災に関する調査・指導・講習、消防防災諸団体の育成及び消防防災施設の整備、会員の福祉厚生、弔慰救済及び表彰等に関する事業を行っている。 ③116百万円（36.6%） ④概ね良好	・消防協会は、消防団員の技術向上及び消防団の組織強化を図っているが、団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が懸念されている。 ・消防協会長表彰や叙勲・報償祝賀会、殉職者慰霊祭の開催により消防職・団員の士気の高揚を図っているが、特に消防団員については、処遇改善や装備の充実強化を行うことにより、更なる士気の高揚につなげていく必要がある。 ・さらに、地域交流活動や各支部の行事等に経費の一部を助成することで、地域連携の強化を図るとともに、機関紙の発行や防火ポスターの配布、ホームページでの情報提供、新聞等を活用することで消防防災思想の普及啓発活動を行っているところであるが、消防団活動を県民に広く周知するためには、更なるPRが必要である。	・消防団員数の減少に歯止めをかけるため、若い方や女性を中心とした団員の入団や機能別消防団員制度の導入、消防団活動に協力的な事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」の活用について、連携して市町村に働きかける。 ・消防団員の更なる士気の高揚を図るため、団員の報酬額の引上げや直接支給への切替えを呼び掛けてきたところであり、引き続き、処遇改善に向け、連携して取り組んでいく。また、日本消防協会や関係団体の事業を活用し、連携して、消防団にAEDやトランシーバー等の装備品の充実を図っていく。 ・消防団活動を広く周知するため、引き続きホームページ等を活用し、広報するとともに、より充実した広報活動を行うため、消防団活動を紹介する動画の作成や大学の防災関連講座での消防団のPRなど、県や市町村が実施する若い方を対象とした広報活動について、連携しながら進めていく。
9	(公財)いばらき腎臓財団	①臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、県民の健康、福祉の向上に寄与する。 ②・臓器移植推進に関する事業 ・慢性腎臓病予防に関する事業 ③281百万円（67.2%） ④概ね良好	・県内の脳死下・心停止後の臓器提供件数は、着実に増加しているものの、その数は移植を希望して待機している患者数に比べると大きく不足している状況であるほか、待機患者になり得る透析導入患者の増加も抑制されていない状況である。 近年の金融環境により、基本財産運用益の増収が見込めないことから、自主財源の確保を図り、事業規模が縮小しないようにする必要がある。	・「いのちの学習会」など、いのちの大切さや臓器移植の意義を普及啓発する事業について、本県における臓器提供者の更なる増加につながる効果的な方法を模索していく。また、慢性腎臓病予防のための講演会についても、待機患者の増加抑制につながるよう工夫をしていく。 ・賛助会員の拡充や寄付金の募集等により、事業に必要な自主財源の確保を図っていく。
11	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	①県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって本県産業の振興に寄与するため、公益法人として茨城県の全額出資により設立。 ②・海外展開、創業及び新分野進出等の総合的な支援 ・産業のグローバル化支援 ・経営情報の収集、提供及び情報化の促進 ・新技術・新製品等の開発支援 ・受発注マッチング ・知的財産の活用支援 ・国、県及びその他の公共団体の委託等を受けて行う事業 ③38百万円（100.0%） ④概ね良好	・人口減少に伴い国内市場が縮小していく中、今後、県内中小企業が持続的に発展していくためには、成長を続ける海外市場に目を向け、新たな需要を取り込むことが必要である。 一方、中小企業が海外展開に挑戦しにくい要因として、海外展開に係る専門知識が不足していることなどが挙げられるため、機構組織の充実強化や他の支援機関との連携をより強化するなど、機構の海外展開支援機能の更なる向上が求められている。	・県と連携しながら、食品・加工品の輸出・海外販路の拡大に向けた取組を強化していくとともに、ものづくり分野においても、県内中小企業と密接な関係を持つ機構の強みを生かし、高い技術力や魅力ある製品を持ち、海外市場に挑戦する企業を掘り起こし、海外展示会への出展支援や専門家による伴走支援などを行い、県内企業の海外展開を促進していく。これに併せて、知財相談や創業支援などの国内向け事業を他機関等へ引き継ぐ見直しなどを行い、機構の海外展開部門の充実強化や海外事業の拡充に取り組む。 また、機構、県、ジェトロをはじめ、県内の産業支援機関や金融機関との連携を強化し、広範なネットワークによる支援を展開することにより、県内中小企業が海外展開に挑戦しやすい環境を整備していく。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
12	(公財)茨城県開発公社	①自然資源の有効利用による開発整備を通じた各種産業に係る地域振興事業の推進及び安全・安心な水の安定供給に資する事業の支援により、県政の健全運営及び公営企業の健全経営の確保に協力し、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。 ②・公益目的事業 土地開発事業、茨城空港旅客ターミナルビル事業、園地整備・管理事業、水道事業 ・収益事業 宿泊施設事業、日帰り温泉施設事業、ビル管理事業、立地促進事業 ③80百万円（61.5%） ④概ね良好	・昨今の燃料価格・物価高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の動向により、今後の経営についても予断を許さない状況にあるが、その一方で、産業用地開発の推進など、公社事業への期待や要請は高まっているところである。事業環境の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き公益法人として安定的かつ継続的な経営を確保する必要がある。 ・土地開発事業 土地開発事業については、県の公共工業団地受託事業を中心に実施しており、プロパー工業団地の分譲等は、令和3年度をもって完了した。新たな工業団地の整備については、リスクを十分に検討したうえで事業を推進する必要がある。 ・茨城空港旅客ターミナルビル事業 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客数及び来場者数の回復やテナントの誘致により、収支改善を図る必要がある。 ・今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある。 ・園地整備・管理事業 開発公社が公益法人として運営する公益目的事業であることから、引き続き、多くの方々に利用していただけるよう、施設の利用促進に努める必要がある。 ・水道事業 企業局の事業執行方針を踏まえ、浄水場の運転管理体制の検討を行うなど、より安定的かつ効率的な運営に努める必要がある。 ・福祉施設事業 国民宿舎「鵜の岬」及びいこいの村涸沼については、引き続き、サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めて、収益の確保に努める必要がある。 ・開発公社ビル事業 利用促進を図るとともに、会議室の稼働率を高め、収益のアップに努める必要がある。 ・立地促進事業 雇用の場の確保等を通して県政発展の一翼を担うため、企業のニーズに応じた産業用地の開発を行う必要がある。	・今後も、県をはじめ、市町村等と連携を図りながら、工業団地整備や宿泊施設など地域の特性を生かした地域振興事業に積極的に取り組むことにより、県勢の発展、県民福祉の増進に寄与していく。 ・新たな工業団地の整備に当たっては、県及び市町村との連携による市場ニーズに応じた開発を推進する。 ・令和4年度の旅客数は596,536人と、過去最高を記録した令和元年度の約8割の水準まで回復した。来場者数も、3年ぶりに100万人を超え、収支は改善傾向にあることから、現在の管理手法を継続し、適切な施設運営を行う。 ・茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルの在り方について検討していく。施設の運営については、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。 ・グランド・ゴルフ大会など、集客力の高いスポーツ大会の誘致により施設の利用促進を図る。また、涸沼園地については、ラムサール条約登録湿地に関する情報発信に努めるとともに、地元自治体と連携して自然保護活動の拠点としての活用を促進する。 ・今後も安全で安心な水を安定的に供給できるよう、適切な運転管理体制の維持に取り組む。また、継続的な人材育成や適正な人員配置により、更なる効率的な運営に努める。 ・引き続き、様々な売上向上策の検討・導入等により収益の確保に努めるとともに、計画的な施設修繕による適切な維持管理に努める。 ・引き続き、高い入居率を確保するため、テナントの誘致に努めるとともに、入居者や利用者に対するサービスの充実を図るほか、関連団体との連携により貸会議室の更なる利用促進に努める。 ・積極的に企業誘致を進め、将来リスクを負わないことを前提に、県、市町村と連携しながら、企業の要望に応じた新たな産業用地の開発を進める。
13	茨城県信用保証協会	①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき、事業の維持・創造・発展に取り組んでいる中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより信用を創造し、『信用保証』を通じて金融の円滑化に努めるとともに、多様なニーズに的確に対応することで、中小企業の経営基盤の強化と地域経済の活力ある発展に貢献する。	・県内中小企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に持ち直しつつあるものの、原材料費の高騰等により、依然として厳しい状況が続いていることから、中小企業者の実情に応じた適正保証の推進に努めるとともに、業績低迷から脱却できない中小企業者に対しては、経営改善支援や再生支援について取組を強化していく必要がある。	・中小企業者の財務内容だけではなく、事業内容や成長可能性を適切に評価し、現場ニーズを丁寧に把握しながら、適正保証の推進に取り組む。また、中小企業者のニーズに応じた専門家の派遣等による経営改善支援のほか、茨城県中小企業活性化協議会等と連携した再生支援に取り組む。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
13	茨城県信用保証協会	②・信用保証業務：中小企業者等の借入等の債務を保証する。 ・代位弁済業務：中小企業者等に代わって金融機関に代位弁済する。 ・債権回収業務：代位弁済した債権（求償権）に基づき中小企業者等から回収する。 ③3,809百万円（9.9%） ④概ね良好		
14	(公財)茨城カウンセリングセンター	①地域産業界の福祉に関する基礎的調査研究及び啓発事業を行い、その成果を広く地域に提供するとともに、勤労者等の心の悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉の向上と豊かでゆとりある職場づくりに寄与することを目的とする。 ②・カウンセリング（こころの相談） ・講師派遣、コンサルティング、カウンセリングマインドの普及業務 ・メンタルヘルスに関する調査・研究、情報の提供 ③10百万円（11.2%） ④概ね良好	・メンタルヘルス対策の重要性は依然として高いことから、潜在的なニーズの発掘や普及啓発に努め、勤労者の働きやすい職場環境づくりからメンタルヘルスまで幅広いサポートに取り組む必要がある。 ・あらゆる機会を活用して法人契約先やサポーター（個人寄付者）の増加に努めるとともに、講師派遣やカウンセリング講座の利用促進を図り、収益の確保や事業の拡充に努める必要がある。	・近年メンタルヘルス対策への社会的要請が高まっていることから、引き続き、企業の労務・人事担当者等に対して、より積極的な情報提供等を行い、勤労者の働きやすい職場環境づくりも含めた幅広いサポートに取り組む。 ・会員等への積極的な情報提供等を通じ、法人契約やサポーターの新規開拓による収益確保を図るとともに、オンライン研修や講座のネット配信などのデジタル技術を活用し、引き続き事業の拡充に努める。
15	(株)ひたちなかテクノセンター	①昭和63年に制定された「地域産業の高度化に寄与する特定産業の集積の促進に関する法律」（通称：頭脳立地法）に基づき、電気・機械産業や、エネルギー、情報関連産業が集積している茨城県北地域において、産・官・学との連携による「地域産業の高度化」「特定産業の集積促進」を図る。 ②・創業やベンチャー企業、中小企業の事業活動の支援に対する、良質なオフィス環境の提供 ・産学官連携により地域産業の活性化・高度化を実現するための企業支援事業の実施 ・人材育成セミナーの開催 ・県内中小企業のデザイン力向上及び普及活動の実施 ③41百万円（41.0%） ④概ね良好	・経営の安定化及び黒字体質の定着を図るため、ビジネスオフィス等賃貸事業については新規入居企業の獲得及び退去防止による入居率の維持向上に継続して取り組むとともに、企業支援事業については産業振興に資する新規事業の獲得推進及び利益確保に向けて各事業における採算管理を徹底していく必要がある。	・ビジネスオフィス等賃貸事業では、営業プロジェクトチームを中心に、不動産業者や県内外の展示会等における営業活動を更に強化し、新規入居企業獲得を図るとともに、入居ニーズへの柔軟な対応や快適で高品質なビジネス空間の提供を図ることで退去防止及び入居率の向上に一層努める。 ・企業支援事業では、国・県・市町村等の動向を注視しつつ、地域産業の発展に資する創業支援などの新規事業獲得強化に努めるとともに、受託事業の効率的な運営や実施体制の見直しなどの経費削減に向けた取組を推進することで採算管理を徹底し、利益確保につなげていく。

【別紙9－1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
16	(株)つくば研究支援センター	①筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、産学官連携の下で研究開発支援や新産業・新事業の創出・育成を通して地域の活性化に貢献する。 ②・ベンチャー企業や研究開発型企業等に対するレンタルラボ・オフィス・インキュベーションルームの提供 ・各種経営相談や技術開発・販路開拓等の支援 ・研究シーズや競争的資金、各種セミナー等の情報提供 ・地域中小企業の産学連携の推進 ③513百万円（18.3%） ④概ね良好	・施設提供事業については、社会情勢の変化による利用者のニーズの変化に対応するため、施設設備の計画的な修繕や維持管理を行い、良質なオフィス環境を提供することにより、引き続き高い入居率を維持していく必要がある。 ・ベンチャー支援・産学官連携事業については、様々な機関との連携を強化し、ベンチャー企業等に対する支援機能の充実・強化を図っていく必要がある。	・入居企業の満足度向上に努めるべく、老朽化に対応した設備更新や修繕工事など施設印象を高めるリニューアル工事を継続して行っていく。 ・県内の大学や研究機関、産業支援機関との連携を進めるほか、県外の他地域の支援機関と連携したイベントの開催等を通じて、ベンチャー企業等による協業、販路開拓、資金調達などにつなげていく。
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	①本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与すること。 ②・つくば国際会議場の管理運営 ・科学技術振興事業 ・研究開発奨励事業 ③34.7百万円（98.0%） ④概ね良好	・つくば国際会議場の指定管理者の代表団体として、利用収入の増加に向けた取組を実施し、つくば国際会議場管理運営等事業の健全な運営に努めるほか、本県の科学技術の振興に寄与していく必要がある。	・つくば国際会議場については、引き続き、経費削減に努めるとともに、利用者ニーズに対応したサービスを展開し、選ばれる施設となるよう努めていく。 ・設立目的である本県の科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化促進に取り組み、本県の科学技術の振興を図っていく。
19	(公社)茨城県農林振興公社	①農林業者の経済的、社会的地位を高め、農林業の振興と森林等自然環境の保護を図り、もって国民生活に不可欠な安全で安心な主要農作物等園芸作物の安定供給の確保並びに県民生活の利益の増進に寄与することを目的とする。 ②・農地中間管理業務 ・野菜価格安定業務 ・自然観察施設管理運営業務 ③15百万円（100.0%） ④概ね良好	・最近の社会情勢の変化を踏まえつつも、当公社は公益目的事業が全体の約95%（経常費用ベース）を占める事業構成であるため、現行の事業活動の安定性と継続性を保持することを基本に、適正な組織体制や財源を確保する必要がある。 ・農地中間管理事業、経営構造対策事業、農業コンサルタント事業、農業担い手育成事業など県行政を補完しつつ安定的な経営を行ってきたが、将来にわたり健全な運営を図るため、引き続き経費節減や経営効率化等を進める必要がある。	・本県農林業の発展に貢献する公益社団法人として、県民及び会員から評価を得ることが重要であることから、自らの着実な事務執行はもとより、県、市町村、JAグループをはじめ関係団体等と適切な役割分担をし、それぞれと協力しながら各種事業の実効性を一層高めること、また、会員の利益に資する相応のサービスを提供することを念頭に、「事業活動の充実」と「健全な公社経営」の均衡のとれた運営を堅持していく。 ・本県農林業の発展に貢献する法人として安定的・継続的に事業を実施するため、より一層のコスト意識を持った経営の効率化による健全経営の維持及びデジタル技術の活用等による事業運営の効率化に努める。 ・所管課と連携して、本県農林業施策を推進する上で、効率的・効果的に事業を実施するための適正な組織体制等を見極めながら、人的・財政的関与の見直しを進めていく。 ・昨今の社会情勢の変化等を踏まえ策定された中期経営計画「茨城県農林振興公社運営の基本方向（2022-2025）」に基づき、効率的な事務事業の執行に努める。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
20	茨城県農業信用基金協会	①農業信用保証保険法に基づき、各都道府県ごとに設置されている団体であり、農業協同組合その他の融資機関が行う農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金等の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。 ② ・農業者等が融資を受ける際に、融資機関に対して生じる債務の保証で、その債務に事故があった場合には債務者に代わって弁済し、債務者から債務の回収を行う。 ・農業経営改善促進資金を貸付けする融資機関に対する貸付原資の提供を行う。 ③689百万円（15.2%） ④概ね良好	・令和 4 年度末における保証実残高は、新規保証の増加により、前期末比で増加しているが、保証実残高及び求償権残高における住宅ローンの割合は依然として高い状態にあることから、今後も、J A 等の融資機関と連携して、できる限り設立目的に沿った本県の農業近代化や生産性向上に結びつく保証の引受け等に取り組む必要がある。 ・離農や破産等による代位弁済の実行が増加していることから、融資機関と連携した適正な保証審査の実施や初期延滞管理の徹底、求償権による管理回収の強化に取り組むとともに、高い弁済能力比率（令和 4 年度末912.2%）の維持など、引き続き健全な事業運営に努めていく必要がある。	・本協会として、J Aバンク等との連携による農業近代化資金等融資機関への制度周知及び利用促進の実施や、農業者のニーズに応じた経営支援のための保証実施などにより保証機能の充実強化を図っていく。 ・J A等融資機関との連携による初期延滞先に対する具体的対応策の提案や督促の実施などにより、保証付貸付金の期中管理を徹底するとともに、適時適切な求償権の回収を実践していく。 ・県所管課との連携を密にしつつ、設立目的に沿った本県農業の近代化及び生産性向上に結び付く積極的な債務保証引受けに取り組むとともに、引き続き、財政基盤の充実と高い弁済能力比率を維持し、健全な事業運営に努めていく。
21	(公社)茨城県森林・林業協会	①茨城県の林業の振興と森林の公益的機能の向上を図るため、林業関係団体が連携して茨城県内の林業担い手の育成確保、林業経営体の経営改善、森林管理の推進、森林資源の循環利用の推進、森づくり・緑化運動の推進、森林土木事業の推進に関する各種施策の効果的な実行を促進し、もって県民の公共福祉への貢献、緑豊かな県土の保全、山村地域経済を支える産業の育成に寄与する。 ② ・林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等 ・林業の振興を図るための普及啓発及び調査研究 ・緑化事業 ・治山林道事業等の調査・測量・設計業務 ・林業会館の管理と事務所及び駐車場の賃貸業務 ③16百万円（0.0%） ※令和 4 年度に県の援助法人になった。 ④概ね良好	・合併初年度となる令和 4 年度は、組織強化のために新たな職員を雇用したことや、新法人移行に伴い、新たな法人名を入れた募金関係資材の作成を行ったことによる消耗品費等の増加により、経常増減額がマイナスとなったことから、更なる収益の確保や費用の縮減を図る必要がある。	・現行では 4 部体制としている各部相互の連携を促進するほか、各種事業の積極的な実施を図ることなどにより、効率的な事業運営体制の構築と収益確保に努める。
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	①当協会は、栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。 ② ・水産動物の種苗の生産及び放流に関する業務 ・水産動物の種苗の放流効果の実証に関する業務 ・つくり育てる漁業の普及啓発に関する業務 ・前記の事業を実現するために必要な技術開発及び調査研究業務 ③56百万円（44.1%） ④概ね良好	・近年、社会情勢の影響により、電気料や餌料代等の種苗生産経費が増加していることを踏まえ、種苗生産の更なる効率化による経費の削減を図る必要がある。 ・県において推進している養殖業の振興に不可欠な養殖用種苗の生産を需要に応じて安定的に行うことができるよう、生産技術を向上させる必要がある。	・種苗生産経費の削減については、生産工程の更なる効率化や生産した種苗の速やかな放流を図り、その削減を推進していく。特に、速やかな放流に関しては、種苗の供給先である漁業関係者との調整をより一層密にし、漁業関係者の協力のもと、短期間で放流が完了できるよう取組みを継続する。 ・養殖用種苗の生産技術向上については、引き続き、これまで培ってきた種苗生産技術を活用しつつ、各種試験を通じて技術研鑽に努め、養殖事業者の養殖スケジュールに応じられる安定的な種苗生産に取り組んでいく。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	①那珂川沿岸地域の農業生産基盤を強化し、本県農業の持続的かつ健全な発展を図り、もって国民への安定的な食料供給の確保並びに耕作放棄の防止など、国土の保全に寄与することを目的とする。 ②・国営那珂川沿岸農業水利事業等に係る農家負担金の軽減対策資金の造成及び運用・管理 ・那珂川沿岸地域の用水営農推進のための講演会や現地研修会の開催 ③300百万円（50.0%） ④概ね良好	・基金については、国債等の債券で運用されているが、満期保有目的ではない債券は市場金利の動向に大きく影響を受けることから、引き続き安全かつ効率的な運用に努める必要がある。 ・国営土地改良事業が令和 8 年度に完了する予定であることから、地元負担金償還後の当協会の在り方について検討する必要がある。	・基金を構成する債券の 9 割が満期保有目的ではない国債であることから、今後金利が上昇することを見据えて、保有国債を売却して、短期のプラス利回り債券を購入することを令和 6 年 2 月の理事会で決定し、3 月 5 日付けで債券の入れ替えを実施した。引き続き償還対策検討会で協議して、効率的な債券運用を図っていく。 ・国営事業の完了年度までに、基金積立金を関係市町村や土地改良区へ配分する必要があるため、その準備を着実に進めていく。国営事業の地元分償還が終了した後は、当法人の設立目的が希薄化していないか、社会的・公益的要請が薄れていないか、今後の在り方について関係市町村等と協議していく。
24	(一財)茨城県建設技術公社	①茨城県建設技術公社は、昭和 63 年 4 月に設立された財団法人（平成 24 年 4 月から一般財団法人へ移行）であり、茨城県内における地方公共団体の建設行政が円滑かつ効率的に執行できるよう各種の支援を行い、もって良質な社会資本の整備と地域の振興発展に寄与することを目的としている。 ②・土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助 ・建設技術の研修・相談の実施 ・公共事業支援統合情報システム（建設 CALS/EC）の運営 ③10 百万円（13.5%） ④概ね良好	・令和 23 年度まで実施する公益目的支出計画に基づく事業を確実に実施するとともに、社会貢献事業を通じて県・市町村職員の建設行政の更なる効率化及び技術力向上の支援に、なお一層努める必要がある。	・県及び市町村の抱える建設技術に関する課題を的確に把握し、社会貢献事業を通じて最新技術の活用を支援するとともに、研修事業などの充実を図る。また、受託業務においては、質の高いサービスの提供に務め、県及び市町村職員の技術力向上に寄与する。
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	①建設技術の向上と公共工事等の品質確保を図るとともに、建設副産物の有効利用を促進することにより、良質な社会資本の整備と循環型社会の形成に寄与することを目的とする。 ②・建設材料の品質試験及び調査研究 ・建設発生土の利用調整及びストックヤードの設置・管理運営 ・建設副産物の有効利用に関する調査研究及び事業 ・建設技術者等の育成と研修 ・建設技術情報等の提供 ③28 百万円（25.0%） ④概ね良好	・試験機関としての技術力・信頼性の確保に資する国際標準規格（ISO17025）の認定継続を維持する必要がある。 ・建設業に携わる公共工事発注者及び建設業者等の技術力向上を図るため、公益目的支出計画に基づいた事業を継続して実施していく必要がある。	・ISO17025 認定維持に必要となる、職員の技術力向上につながる体制を確立し、技術の研鑽を図る。 ・公益目的支出計画に基づく研修・広報事業を着実に実施しており、今後もこれまでに蓄積した高い技術力を広く社会に還元するため、更に内容の充実に努める。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
27	鹿島埠頭 (株)	①鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元公共団体（旧鹿島町・旧神栖町・旧波崎町）及び民間の共同出資により設立。 ②・曳船事業 ・倉庫事業 ・通船事業 ③150百万円（50.0％） ④概ね良好	・公共埠頭の管理運営や曳船、通船等港湾サービスの提供により、鹿島港の発展に寄与している。経費削減や収益事業の強化等により経営が安定しているが、老朽化した船舶の更新や船員の確保及び人材育成が必要である。 ・カーボンニュートラルポート形成の推進や立地企業の事業再編・集約化等の経営環境の変化に的確に対応し、今後も県内産業の発展に資する法人運営に努める必要がある。	・曳船事業においては、各港の需要に見合った効率的な配船及び老朽化した船舶の計画的な更新に努めるとともに、船員の人材確保・育成に向けた取組をより一層推進し、適切な資産構成・管理に努めていく。その他の事業分野においても経営環境の変化や顧客ニーズに的確に対応した営業展開を図り、安全で質の高いサービスを安定的に提供することで顧客の信頼と確保に努めていく。 ・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、クリーンエネルギーを使用する次世代船舶の検討や電気自動車の導入などに取り組み、カーボンニュートラルポート形成の実現に貢献していくとともに、引き続き第三セクターとして、公共港湾施設の管理運営はもとより、県・地元自治体・立地企業等と連携調整を図りながら定期コンテナ航路の維持・拡充と安定的な貨物誘致に向けた活動を展開し、曳船事業や物流事業の稼働率を更に高め、収益力の向上に努めていく。
28	(株)茨城 ポート オーソリ ティ	①茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）の効率的な管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、更には大洗港区及び日立港区の後背地開発への参画に取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に、平成19年4月1日に茨城港湾㈱と㈱ひたちなか都市開発が合併し発足した。 ②・港湾業務事業 ・港湾施設賃貸等事業 ・港湾管理事業 ・都市づくり推進事業 ③1,561百万円（53.0％） ④概ね良好	・港湾施設の整備進展等に伴う取扱貨物量の増大やカーボンニュートラルポート形成の推進、物流の2024年問題など、法人を取り巻く経営環境の変化や課題を的確に捉え、利用者のニーズに対応した的確かつ迅速なサービス提供に努め、茨城港の更なる利用促進を図り、県内産業の発展に資する港湾運営が必要である。	・引き続き、荷主企業、物流会社、船社、県及び地元自治体との連携を密にし、ニーズの把握やサービスの拡充によりコンテナ貨物をはじめとした取扱貨物量の増加に向けた取組を積極的に進めていく。 ・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、港湾設備の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、港湾内の電動化や自動化などの取組を検討し、カーボンニュートラルポート形成の実現への貢献を目指す。 ・物流の2024年問題についてドライバーの労働時間の短縮や環境負荷低減に寄与するため定期内航RORO航路やフェリー航路の利用促進に取り組んでいく。
31	(公財) 茨城県ス ポーツ協 会	①本県開催の第29回国民体育大会の準備協力体制に向けて責任体制の確立及び事業の積極的な推進を図るとともに、体育・スポーツの振興により県民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、社会文化の向上発展に寄与し、あわせて体育・スポーツに関する団体相互の連絡融和を図るため設立。 ②・運動公園管理事業 ・国民体育大会派遣事業 ・競技力向上事業 ③35百万円（50.9％） ④概ね良好	・堀原、笠松両運動公園の指定管理者として、県民のニーズを的確に捉え、施設の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減に取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を推進していく必要がある。 ・茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックの開催により高まった県民のスポーツへの関心を維持するとともに、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、世界・全国で活躍するトップアスリートの創出に取り組んでいく必要がある。 ・県派遣職員の削減とプロパー職員の採用を一体的に進め、スポーツ協会の自立化を進めていく必要がある。	・県民のニーズに応じた事業運営により、堀原、笠松両運動公園の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減に引き続き取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を進めていく。 ・令和2年度から開始した「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」において、国内外で活躍するトップアスリートを輩出するため、ジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保、トップアスリート育成モデル（育成システムの構築）について、関係機関等と連携して、取り組んでいく。 ・県民のニーズに応えるとともに、法人の自立的な経営を図るため、引き続き、中長期的な業務量を勘案しながら、県派遣職員の削減とプロパー職員の採用を一体的に進めていく。

【別紙 9－1】第 4 章 4 各団体の概要、課題及び今後の対応
その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の説明		
		団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額（出資比率）、④経営評価結果	課題	今後の対応
32	(公財)茨城県防犯協会	①犯罪のない明るい社会の実現を目指して、茨城県内において、防犯思想の普及・高揚、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の非行防止を図るとともに、各種の防犯団体の円滑な連携・発展を推進し、犯罪の防止及び青少年の健全育成に寄与する。 ② 1 防犯活動推進事業 ・防犯思想の普及高揚 ・地域安全情報の提供 ・犯罪被害防止対策の推進 ・防犯ボランティア団体の結成促進、育成、支援 ・自転車等盗難被害防止対策の推進 ・少年非行防止及び健全育成活動の推進 ・防犯器具普及活動の推進 ・表彰活動 2 風俗環境浄化に関する事業 ・風俗営業者管理者講習の実施 ③30百万円（20.3%） ④概ね良好	・令和 5 年度における経営評価の結果は、概ね良好の評価であるが、令和 4 年度中の経営状況は、正味財産増減額は減収等の理由により、赤字を計上しているため、財政基盤の強化を図る必要がある。 ・防犯ボランティア構成員の高齢化の傾向にあることから、若手構成員の獲得が必要である。	・財政基盤の強化を図るため、引き続き県内企業・団体の個別訪問や広報誌「ちいきあんぜん茨城」等への掲載を通じ、協会活動への賛同を募り、賛助会員の新規獲得に努めていく。 ・令和 5 年度に利回りの良い公債を新規購入するなど、専門家の助言を得ながら健全な資産運用に努めている。 ・若手構成員の獲得のため、防犯パトロール等の必要性を浸透させ、防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、功労のあった団体や個人に積極的な賞揚を実施する。
33	(公財)茨城県暴力追放推進センター	①暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。 ②・暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動 ・暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談業務 ・暴力団員からの不当要求による被害を防止するための講習業務 ・暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援業務 ③300百万円（37.3%） ④概ね良好	・専門的知識を必要とする不当要求防止責任者講習事業や相談事業、暴力団関連施設排除支援など、法人の果たす役割は大きい。 ・より一層、事業の充実を図り、県民に寄り添った組織として活動するためには、積極的な広報活動により、認知度の拡大を図る必要がある。また、安定した事業継続のため、財政基盤の充実を図る必要がある。	・当センターの業務は、不当要求防止責任者講習と暴力団関係相談が中心となるが、責任者講習については、集合講習に加えてオンラインによる講習も導入しており、引き続き、受講者が受講しやすい環境の整備に努めていき、講習内容についても具体的な事例を交えた実践的な講習を実施していく。また、相談事業についても県民に寄り添った対応を心がけ、警察及び弁護士との連携を密にして問題解決を図る。 ・当センターの活動を知ってもらうため、各企業の研修やキャンペーンなどあらゆる機会を捉えて広報活動を実施し、認知度の拡大を図っていく。また、安定した事業を実施するため、業務活動に賛同する賛助会員を募集し財政基盤の充実を図っていく。

【別紙９－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言
イ その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
3	(公財)い ばらき文 化振興財 団	—	—	—
4	(公財)茨 城県国際 交流協会	—	—	—
5	(一財)茨 城県環境 保全事業 団	—	—	—
7	(公財)茨 城県消防 協会	—	—	—
9	(公財)い ばらき腎 臓財団	—	—	—
11	(公財) いばらき 中小企業 グローバ ル推進機 構	—	—	—

【別紙9－2】第5章2（2）個別の県出資団体等に係る提言
イ その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
12	(公財)茨城県開発公社	【第5回－飯塚委員】 ・空港ターミナルビルの課題として、「今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある」とあるが、具体的にどのように検討していくのか。	・コロナが明け旅客数は伸びていることに加え、先般、発着枠の弾力運用が始まったことから、現在、増便や路線の拡大に取り組んでいる。その先には、現状の空港施設の容量では受け入れ切れないといった事態が生じるものと認識している。県としては、そういったことを念頭に置きながら現状を分析し課題を整理したうえで、在り方を検討していきたいと考えている。	・旅客数の伸びや発着枠の弾力運用、増便、新たな路線誘致などによる今後の需要を見据えた施設の充実や整備に取り組むべきである。
		【第5回－江尻委員】 ・空港ターミナルビルについて、貸付金の額と返済状況、今後の返済計画はどのようなになっているのか。また、テナント入居率はどのような状況か。 ・茨城空港旅客ターミナルビルに、必要なテナントがないとか免税店もない現状は、収益の向上が見込めない状況にもつながりかねず、県からの貸付金の返済にも支障が出るのではないかと考える。現在の取組を進める上でも、県の貸付の財源は県民から徴取した税金であることを認識して、きちんと回収できるように取り組んでいただきたい。	・空港ターミナルビルの整備資金として約33億円を貸し付けているが、令和4年度までに約15億円が償還済みであり、令和15年度までに残りの約18億円を償還予定としている。 ・また、貨物施設整備資金として、約2千万円を貸し付けているが、令和4年度までに約8百万円が償還済みであり、令和14年度までに残り約1千2百万円を償還予定。テナントの詳細な入居率は持ち合わせていないが、現在、2階の物販店舗1店と1階の国際線待合室にある免税売店が空き店舗となっている。	
		【第5回－村田委員】 ・いこいの村潤沼について、民間譲渡に向けた動きはあるのか。 ・料金設定はどうしているのか。 ・引き続き、サービス向上に努めていただき、目標としている3万6,000人の宿泊人数を維持できるようにお願いしたい。	・当面は、現在の管理手法を継続しながら、様々な状況を勘案し、適切な経営の在り方を検討していく。 ・所有している（公財）茨城県開発公社所有の施設なので、開発公社でが設定している。	—
		【第5回－森田委員】 ・いこいの村潤沼は経営状況も良いと感じているが、（公財）茨城県開発公社としてはどう考えるか。	・継続的な営業努力と地元地域との連携によるものと考えている。	—
13	茨城県信用保証協会	—	—	—
14	(公財)茨城カウンセリングセンター	【第7回－江尻委員】 ・当該団体が公益財団法人として運営している意義は何か。 ・カウンセラーは、安定した処遇で対応できているのか。 ・茨城県のようにカウンセリングを行っている団体に出捐している県はあるのか。 ・県が関与することにより信頼性が高まるとともに、安心してカウンセリングを受けることができる。通常、どこかのカウンセリングに行けばいいのか、探すところから迷うのが一般的である。また、いくら料金がかかるのか分からないことが要因となり、カウンセリングを足踏みすることもあるが、きちんと定額で決まってい、予約して面談できる、継続的にカウンセリングを受けられるということは、非常に重要だと思うので、今後も拡充を進めていただきたい。	・勤労者や家族の様々な悩みに応じており、どなたでも、低廉な価格で利用できるということが重要と認識している。 ・カウンセラーは8名在籍しているが、常勤職員の給料は月額29万円程度となっている。また、令和6年度は増員を予定している。相談者のニーズに対応しつつ、カウンセラーの確保に努めていきたい。 ・関東では、出捐している県はない。	・利用者が安心してカウンセリング等を受けられるためには、県の関与による信頼性の向上や分かりやすい料金設定が重要であり、継続してカウンセリング等が受けられるように努めること。

【別紙 9－2】第 5 章 2（2）個別の県出資団体等に係る提言
イ その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
15	(株)ひたちなかテクノセンター	—	—	—
16	(株)つくば研究支援センター	—	—	—
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	—	—	—
19	(公社)茨城県農林振興公社	—	—	—
20	茨城県農業信用基金協会	—	—	—
21	(公社)茨城県森林・林業協会	【第 8 回－豊田委員】 ・（公社）茨城県森林・林業協会が令和 4 年に合併したことは承知しているが、合併の目的である経営基盤の強化等について、現在の状況を教えてほしい。 ・合併前の 3 団体が風通しよく、うまく機能する取組を進めていただきたい。 ・県では、森林環境譲与税を活用し、「茨城県市町村森林管理サポートセンター」に支援を行っているというが、センターではどのような業務を実施しているのか。	・林業関係 3 団体が合併したことにより、森林・林業関係の様々な施策に対し一体的なアプローチが可能となったことなどにより、経営基盤の強化につながっている。なお、経営評価でも「概ね良好」との評価を得ている。 ・県では、市町村の森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用し、「市町村森林整備等バックアップ事業」によりセンターに補助を行っている。これにより、令和元年度に 16% だった市町村の税執行率が、令和 4 年度には 54% に向上した。なお、令和 5 年度は、市町村職員を対象として森林・林業に関する研修会を 5 回開催し、延べ 132 人に参加いただいたほか、地域林政アドバイザー養成研修や市町村に出向いた巡回指導を 132 回実施している。	・団体内部の連携をさらに強化することにより、法人合併の目的である団体組織や財政基盤の強化を進め、森林・林業に関する業務を一体的に取り組むことができる体制の構築に努めるべきである。
		【第 8 回－豊田委員】 ・県には、森林環境譲与税をうまく活用できない市町村について、引き続き、「茨城県市町村森林管理サポートセンター」と連携し、指導に当たっていただきたい。	—	・森林環境譲与税の活用促進に向けて、茨城県市町村森林管理サポートセンターと連携した上で、市町村の指導に当たっていくことが重要である。

【別紙９－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言
イ その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	—	—	—
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	【第８回－江尻委員】 ・（公財）那珂川沿岸土地改良基金協会の業務に係る国営那珂川沿岸農業水利事業は、平成４年度から開始され、既に30年余り経過しているが、現時点の事業費や工期はどうなっているのか。 ・当初計画から事業費が約２倍に増大している中、農業環境は、米価の下落、電気代や資材費の高騰等により大きく変化しており、地元負担への影響が懸念されるが、事業費の負担に見合うだけの効果はあるのか。 ・平成22年度の計画変更に係る同意取得の経緯を踏まえ、国営事業が、同意した農業者全体に利益をもたらすものなのか、県は真摯に受けとめ、責任をもって取り組むべきと考えるが見解を聞きたい。 ・水戸市内で行われた説明会では、国営那珂川沿岸農業水利事業等により灌漑施設の整備を進め、これから水を引くことを望んでいる農家はいないように感じた。国営事業を進めるに当たり、関係者から同意を取るために、その推進委員に任命された方は大変苦労している。減反を繰り返し求めて、農業で生計が成り立たず、後継者不足の中で、これだけの水利事業が全体的な利益を本当にもたらすのかという声について、県としても真摯に受け止めていただきたい。 ・市町村や農家への負担については、農家負担は発生しないと県は説明しているが、将来的にそれが成り立つのかどうかについても、県は責任を持って取り組むべきだと思う。	・国営事業を進める途中で、受益地の編入要望があり、用水系統の再編に伴う老朽施設の改修工事の追加や御前山ダム造成費の増大等により、国は平成22年度に計画変更を行った。その後は、計画変更は行われていないが、消費税率の引上げや物価高騰の影響等により総事業費が増大し、現在921億円となっている。工期は令和８年度までの予定である。 ・国営事業は、農業者1.7万人の同意に基づき実施されている。御前山ダムの水を利用して有機農業団地の形成やブランド作物の生産拡大が進んでおり、国営事業なくしてこの様な成果はなかったと認識している。なお、基金協会による市町村積立金の運用益は、すべて農家負担金に充当され、実質的な農家負担は発生しない。 ・国営事業は、那珂川沿岸地域における儲かる農業の実現のため、大切な事業と認識しているので、引き続き、国や関係市町村、土地改良区と連携して、事業を進めてまいりたい。	・後継者不足や米価の下落による減収、電気代・肥料代等の資材高騰など、農業環境は水利事業開始時とは変化している。このような状況下、当該事業の社会的必要性、水利施設等の維持管理費や事業完成後の負担金などについて、県として真摯に向き合いながら、将来をしっかりと見据え、農業従事者への過度な負担が発生しないよう、責任を持って取り組むべきである。
24	(一財)茨城県建設技術公社	—	—	—
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	—	—	—
27	鹿島埠頭(株)	—	—	—

【別紙９－２】第５章２（２）個別の県出資団体等に係る提言
イ その他、個別の県出資団体等

No.	団体名	執行部の対応方針に対する審議		
		委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
28	(株)茨城 ポート オーソリ ティ	—	—	—
31	(公財) 茨城県ス ポーツ協 会	—	—	—
32	(公財)茨 城県防犯 協会	—	—	—
33	(公財)茨 城県暴力 追放推進 センター	—	—	—